

## 【クレジットカードの名義貸し】

Q. クレジットカードの名義貸しによる債務の整理の方法はありますか？

10年程前、知人からお金を貸してくれるよう頼まれ、消費者金融会社のカードを貸してしまいました。

これまでは、消費者金融会社から私に督促の電話があっても、私が知人に連絡すると、知人の方で返済してくれていたようでした。

しかし、最近になって、私が貸しているカードの借入限度額が、当初私がカードを貸したときよりもずっと上がっており、知人はその限度額いっぱいまで借入をしていることが分かりました。

現在のところ、少しずつは返済してくれているようですが、いつ知人の返済が滞り、私が督促を受けることにならないかと不安です。

A. まずは、カードを返却してもらい、知人との間に契約を締結し、その後場合によっては金融会社に対して過払い請求をするべきです。

(回答例)

### 1 借入金の返済について

信頼していた知人に想定外の債務を負わされ、また今後返済が滞るおそれもあるようですから、さぞかしご心配であろうとお気持ちお察しいたします。

まず、お貸しになったカードを使った借入については、残念ながら●●様が返済する義務があると思われます。カード契約の名義人は●●様ですし、そのカードで借入をすることを承知で●●様がご自身でその知人にカードを貸しているからです。

### 2 考えられる対応について

#### (1) 利用金額を返還してもらい、カードを廃止すること

知人が、銀行等から借入をし、そのお金で消費者金融会社への債務を一括返済できれば問題ありません。しかし、消費者金融会社への借入がふくらんでいることからすれば、おそらくは銀行等からの借入は難しいのであろうと思われます。

また、知人には預金等もない可能性が高いので、利用金額を一括で返還してもらうことは難しいと思われます。もちろん、法律上は一括でお金を払ってもらう権利があるわけなのですが、知人に財産がなければ強制的に払わせることもできないからです。

そこで、以下のように、高い金利での返済が続かないようにしつつ、今後知人から確実に返済してもらえる手段を講じることが現実的だと思われます。

もっとも、知人の家族、親戚等で、知人の代わりに、知人が返済すべきお金を払ってくれよう話し合いやお願いをすることは、全く問題ありません。ただし、家族や親戚には、

知人の債務を返済する法律上の義務はありませんし、無理に要求したりすると、恐喝になりかねないのでご注意ください。

#### (2) カードの返却

まずは、お貸しになっているカードを返してもらうべきです。カードを貸している限り、新たに●●様名義で借入をされるおそれが残るからです。

#### (3) 書面の作成, 保証人

カードの返却を受け、●●様が消費者金融会社に返済していくためのお金を確実に払ってもらうために、●●様と知人との間で貸金に関する契約書を作成されるべきかと思われます。

そのとき、できれば連帯保証人をつけてもらい、知人からの支払が滞っても、連帯保証人から支払を受けられるようにしておくことが望ましいと言えます。また、書面はできれば公正証書という形式にしておけば、支払いがなかったときに、強制的に支払ってもらうための手続きが簡便になります。

契約内容としては、現在●●様から知人に対し、いくら of 債権があるかを確認し、そのお金を知人は●●様に対し、毎月○日までに、○○円ずつ支払う、と約束することになります。また、金融会社に今後も分割返済していく場合には、その利息を払えるよう、●●様と知人の間の契約にも利息を付けるとよいと思われます。

#### (4) 過払い請求

10年ほど前からカードを貸していた、ということなので、知人の消費者金融からの借入について、いわゆる過払いになっている可能性が高いと思われます。

過払いとは、利息制限法以上の金利による返済をしていたため、限度内の金利で計算すると、返済しすぎていたというものです。残った元利金を減額することができます。場合によっては、過払い額が大きく、逆に消費者金融会社から返還を受けられることもあります。(ただ、●●様の場合は、仮に返還を受けられるとしたら、そのお金は実際に返済していた知人に返さなければならないでしょう。)

ただ、過払い請求をするとすると、「事故扱い」として、●●様自身がカード会社のいわゆるブラックリストにのるとも思われます。もっとも、自己破産をした場合とは異なり、通常過払いの手続きが終わればリストからは削除されることが多いようです。

#### (5) 一括返済, 借り換え

消費者金融会社からの借入は、過払いの問題が生じない、利息制限法の範囲内にしても、15%と言う高金利です。ですから、●●様が一括返済する資金があるならば、一括返済した方がよいでしょう。

ただ、現在●●様ご自身が一括返済する余裕がなく、銀行等からより低い金利で借入をして借り換えをする場合には、前述の過払い請求をする前に借入をした方がよいと思われます。ブラックリストにのっている期間は、借入ができない可能性があるからです。一括返済した場合、借り換えをした場合、いずれにしても、●●様は知人から毎月いくらかずつ返済を受けることになろうかと存じます。

3 なお、上記回答は、限られた情報に基づく回答ですので、頂いたメールに現われていない事情を考慮した場合には、回答の内容も変わることがございますので、この点ご了承ください。